

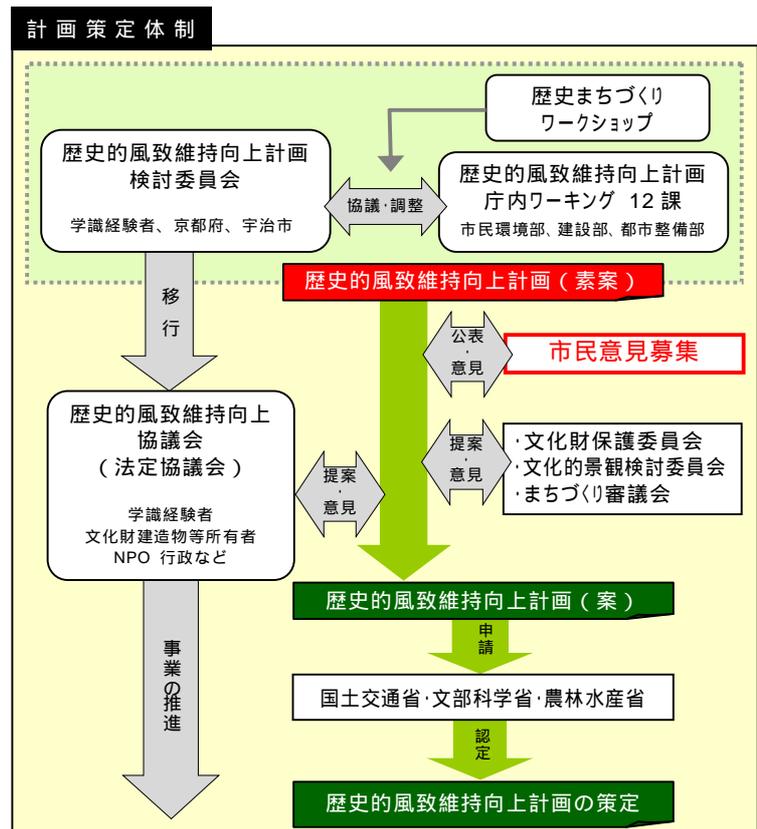
## 宇治市歴史的風致維持向上協議会の設置について

## 【協議会の設置目的】

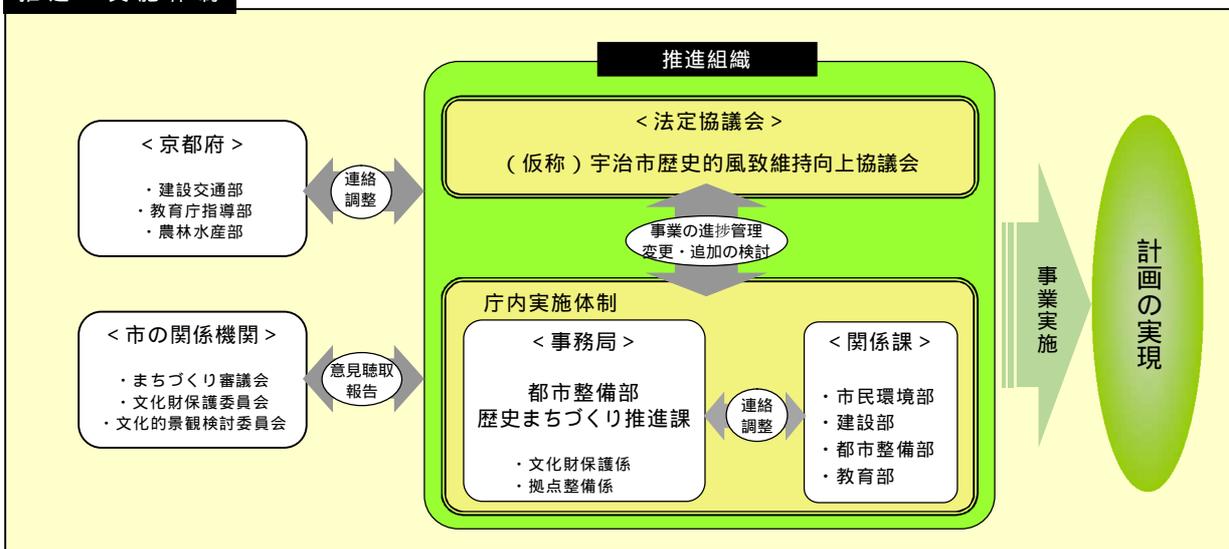
宇治市では宇治川太閤堤跡の整備並びに重要文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」の保存・活用を図るとともに、「歴史・文化の風格が漂うお茶のまち」を目指してまちづくりを進めるため、平成21年7月に「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」を公表した。

この構想の実現に向け、平成20年11月に施行された歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定するため、現在検討委員会を設置して計画案の策定を進めているところである。

計画策定にあたっては、法律第5条第6項に歴史的風致維持向上協議会の意見を聴くことが定められているほか、計画認定後の実施段階においても様々な事業に関する協議及び調整を行う必要があることから、宇治市の歴史的風致の維持向上を図ることを目的に、宇治市歴史的風致維持向上協議会を設置するものである。



## 推進・実施体制



## 【組織構成の考え方】

法律第 11 条第 2 項に規定する構成員として以下の考え方で選出するものとする。

市町村	...歴史的風致維持向上計画の策定及び実施に関連する部署
施設の整備又は管理者	...検討委員会での検討結果を踏まえて選定
都道府県	...京都府の関係部署
文化財建造物等の所有者...	
学識経験者	...歴史的風致維持向上計画検討委員会等の学識委員
関係団体	...商工会議所、観光協会、茶業関係団体

### < 参考 >

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(抜粋)

(平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号)

(歴史的風致維持向上計画の認定)

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第 11 条 1 項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第 190 条第 1 項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(協議会)

第11条 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該市町村
- 二 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者
- 三 第 34 条第 1 項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人（次章において「支援法人」という。）
- 四 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者

3 協議会は、必要と認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第 1 項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。